

会員各位

練学歯発第5号
令和3年4月30日
FAX 回覧3枚
練馬区学校歯科医会
会長 草柳 英二
[公印省略]

緊急事態宣言発令に伴う令和3年度学校歯科健康診断の対応

平素より本会事業運営に関しご理解・ご協力を賜りお礼申し上げます。

練馬区学校歯科医会と練馬区教育委員会は、4月25日より5月11日までの緊急事態宣言発令に伴う、令和3年度の新型コロナウイルスの感染症対策を通知させていただきます。基本的に、例年通り歯科健康診断を6月30日までに実施するよう練馬区教育委員会と協議致しました。ただし5月の連休明けの感染状況は不透明であります。もしも、感染状況が拡大する事態に陥る状況では、学校関係者・養護教諭の方々と十分な協議の上、巡回指導も同様に順延策を相談して下さい幸いです。ただし巡回指導時の**歯垢染色は中止**になります。「新型コロナウイルス感染症・変異種」は、未だ先の読めない感染拡大状況であります。本年度4月1日よりの歯科健康診断実施は、事前に学校側と学校歯科医の方々と感染症対策について十分にご協議いただきますようお願い申し上げます。つきましては安全に健康診断を行う為の指針を再提示いたしますので、ご参考にして頂きたく存じます。

記

歯科健康診断事前事項

健康診断事前には、児童生徒の体温検査・口腔内洗浄(薬物含む)を済ましておくことが大切であります。また、健康診断問診票を提示しておくことも時間の短縮となり必要であります。

学校歯科医としての要点注意事項

健康診断前には、グローブを着用し適切に手指を消毒し学校関係者や児童生徒に清潔と不潔の区別をしつかりつけていることを示すことが大切である。またフェイスガードは必ず装着する。触診にたいしては、グローブを必ず交換してから、次の児童生徒を診るようにする。また、グローブを着用しさらに片方のグローブのダブル装着し、使用した片方のグローブのダブル装着だけを毎回交換する方法(片方だけ交換で時間の短縮)もある。口腔内は手指を挿入しないようにし、ミラー等を操作(ダブルミラー・舌圧子等を用いる)して器具を使って診査し、粘膜には直接手指を触れないように工夫する。

また健康診断に用いる器具等の消毒・滅菌は、さらに厳重に行うことが必要である。

診査会場の要点注意事項

- 1 発熱等の症状がある児童生徒には参加させない
- 2 検査会場はできるだけ広いスペースで十分な換気を行い、会場には数名程度の児童生徒のみで、前後左右の間隔を概ね1 m位空けるのが望ましい。
また健康診断の待機時にも同様とする
- 3 飛沫感染を防ぐため、検査会場や待機場所で近距離での児童生徒間の会話を控える、「三密・大声」は禁止
- 4 各クラスを分割するなどできるだけ少数での診査方法が望ましい
- 5 検査会場のドア等、また児童生徒が触れる部分には消毒液を使用し、グローブ使用においても消毒等を強化し、環境衛生に重点的に注意を保つ
- 6 その他、各学校の実情に応じた感染防止策を講じる

なお、都立学校・幼稚園担当の先生方も同様に、消毒等を強化し環境衛生に重点的に注意を保ち、歯科健康診断にあたっていただきますようお願いいたします。

学校歯科健康診断時の留意点

- 1 事前に家庭での健康管理を徹底する
- 2 健康診断当日の児童生徒や健康診断に関わる教職員の体調チェック（検温など）を徹底する
- 3 健康診断時の廊下などで児童生徒が待機する場合は、間隔をあけマスクを着用して待機することが望ましい、また記録者もマスク・フェイスガードを着用することが望ましい
- 4 ミラー等の健康診断器具の滅菌を徹底する
- 5 可能であれば診断前になるべくうがいをしてもらうことが望ましい。

学校歯科医側の留意点

- 1 マスクおよびフェイスシールドを必ず着用する
- 2 グローブの着用は、基本的に児童生徒・1人ごとに交換することが必要である、また片方のみ2枚重ねの表層1枚を交換する方法も時間の短縮につながる、ただし万が一児童生徒の人数分の用意が困難な場合には手指消毒を必ず徹底する
- 3 手指を口腔内に入れない方法を必ず心掛ける（ダブルミラー・舌圧子方

式が望ましいし、時間の短縮につながる

- 4 健康診断問診票を活用し、効率の良い診断を行う、特に顎関節検査は、健康診断問診票を参考とし、異常を訴える児童生徒を触診しグローブを交換する
- 5 特別支援学校や高リスクの環境において身体抑制が必要な場合は防護着を着用することが望ましい（雨合羽やゴミ袋等で代用可能）
- 6 「学校歯科医の活動指針」に準じて対応すること

歯科健康診断方法の手引き(新型コロナ感染防止対策法)

- 1 グローブの着用は必須であり、基本的に児童生徒・1人ごとに両手を交換する方法
- 2 ダブルグローブ使用法で、両手にグローブを着用し更に片方（児童生徒に触指側）のみ2枚重ねを施し、触指した表層1枚を交換する方法
- 3 手指を口腔内に入れないダブルミラー（両手にミラーを用いる）・舌圧子利用方法
- 4 問診票説明者を含む3人体制も時間の短縮につながる

※ なお本年度は、新型コロナウイルス感染防止対策として練馬区教育委員会より準備支援策が施されておりますので、経費の関係等は、各担当学校長・養護教諭とご相談下さるようお願いいたします。

令和3年度の歯科健康診断は、昨年同様に新型コロナ・変異種感染防止対策のために先生方学校歯科医の立場での指針が、重要になると思われます。1年経過後の歯科健康診断ですので十分に注意をし、学校関係者の方々と協議の上、取り入れられる方法を選択し、必要な器材は早めに養護教諭方と相談して下さい。本年度も引き続き練馬区の児童・生徒の安全を第一に考え、歯科健康診断を実施して頂きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。